

平成22年4月から障がい者の福祉サービスに係る利用者負担が軽減されます!

◎障がい福祉サービスを利用する低所得(住民税非課税)の世帯について、利用者負担が無料になります。

この変更に伴う手続きは必要ありません。該当される方には、お知らせを郵送します。

上限月額(平成22年3月まで)

制度の種類	生活保護世帯	住民税非課税世帯		住民税課税世帯	
		低所得1	低所得2		
福祉サービス(居宅・通所)	0円	1,500円	3,000円	37,200円または9,300円、4,600円	
福祉サービス(入所施設等)	0円	0円~15,000円 または3,500円	0円~24,600円 または6,000円	37,200円または9,300円	
地域生活 支援事業	移動支援	0円	7,500円	12,300円	37,200円
	日中一時支援	0円	3,000円	5,000円	10,000円
	訪問入浴サービス	0円	上限額なし		上限額なし

平成22年4月から、住民税非課税世帯は、
上限月額が0円になり、利用者負担が無料になります。

・対象となる方
・重症の肝臓機能障がい
・一定期間継続している方
・肝臓移植を受けた方

▼対象となる方

4月から身体障がい者手帳の交付対象となる障がい「肝臓機能障がい」が追加されます。対象となる方は身体障がい者として障がい福祉サービスや自立支援医療(更生医療・育成医療)を利用することができま

◎肝臓機能障がいによる身体障がい者手帳が交付されます!

◎自立支援医療(精神通院)の申請書類が変わります!
4月1日以降の支給認定開始の申請から、診断書の提出が2年に1回になります。(ただし、病状の変化や治療方針に変更があるときなどは、診断書の提出が必要となる場合もあります。)
なお、受給者証の有効期間は従来どおり1年間となり、申請手続きは毎年必要となります。

▼問い合わせ先=健康福祉課 福祉人権係 ☎(56)9128 FAX(56)7493

MR(麻しん・風しん混合)の 予防接種を受けましょう。

麻しんにかかると、重症化したり、後遺症が残ったりすることがあります。病気にかかるとを防いだり、かかったとしても軽症で済むようにするために予防接種を受けましょう。

【MR予防接種の対象者】

1期 1歳児(誕生日がきたらなるべく早めに受けましょう)

2期 小学校入学前1年間にあたる子(年長児)

3期 中学校1年生

4期 高校3年生

※対象のお子様には個人通知をします。

【接種できる医療機関】

町内・下野市(自治医大を除く)・野木町及び宇都宮市の医療機関で接種(無料)できます。その他の医療機関で接種希望の場合は、健康福祉課へ相談ください。

【予防接種を受けたあとの注意事項】

●接種後、30分程度は医療機関で様子を見るか、医師とすぐに連絡をとれるようしておくください。

●接種当日は激しい運動は避け、安静にしてください。

●接種部位は清潔に保ち、接種部位はこすらないようにしてください。

●接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、すみやかに医師の診察を受けてください。

▼問い合わせ先 健康福祉課 健康増進係
☎(56)9132

国民年金 平成22年度の年金額

国民年金保険料

●平成22年度の年金額

平成22年度の年金額は、総務省が1月末に公表する平成21年の消費者物価指数を踏まえ据え置きとなりました。

- ・国民年金
- ・老齢基礎年金1人分
66,008円
- ・厚生年金
- ・夫婦2人分の
老齢基礎年金を
含む標準的な年金額
232,592円



●平成22年度の国民年金保険料

国民年金保険料は、平成22年4月から15,100円となります。

- ・1年間前納する場合…
- 納付書払い 177,980円
- 口座振替 177,400円
- ・6か月分前納する場合…
- 納付書払い 89,860円
- 口座振替 89,570円

学生納付特例申請手続

平成21年度に学生納付特例を申請し、2月下旬までに年金事務所より承認を受けている方で、

○平成22年度以降も引き続き在学予定である方…

年金事務所からハガキ形式の申請書が届きますので、必要事項を記入し返送してください。学生証の添付は必要ありません。

○新たに学生納付特例を申請する方
又はハガキが送付されなかった方…

4月1日より役場保険課で申請を受け付けます。

必要なもの

- ・年金番号のわかるもの
- ・学生証(コピー可)
- ・代理申請の場合は、印かんや代理人の身分証明書等(運転免許証など)

▼問い合わせ先＝保険課

国保年金係 ☎(56)9134
宇都宮西年金事務所
☎(028)622(4)2222

「介護予防診断」を実施します

高齢期の健康づくりでは、今ある心身の機能をできるだけ落とさないことが、生活習慣病の予防とともに大切になってきます。そのためには、まず今の自分の状態をよく知ることが必要です。

………
こんな心あたりはありませんか？

* 何でもない場所ですつまづいた

* 息切れしやすい

* 入れ歯の調子が悪い

* 食欲がない

* 家に閉じこもりがち

* 物忘れが増えた

* 何をするにもおっくう など

寝たきりなど要介護状態の多くのきっかけは、このようなごくささいな心身の不調から始まります。

一見、どうということはないように思えるかもしれませんが、高齢期においてはこれらは老化を進める初期のサイン。

介護予防は早く始めれば大きな効果が期待できますので、「自分はまだまだ元気だ」と感じている時こそ生活機能に衰えがないかをチェックするために「生活機能チェック票」を受けましょう。

※生活機能…体や心の働きだけでなく、日常生活動作や家事、家庭や社会での役割なども含みます。

①介護予防診断 (生活機能チェック)

対象者＝要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の方
対象者には4月中旬に「生活機能チェック票」を郵送します。

「生活機能チェック票」は25個の質問に答えるものです。

記入が終わったら、返信用封筒に入れて投函してください。

診断結果は、後日郵送でお知らせします。

②生活機能二次診断

医師による生活機能検査・判定を受けます。

対象者＝①の診断結果により、生活機能の低下がみられる方のみ

③介護予防教室等に参加

対象者＝②の結果、介護予防プログラムへの参加が望ましいとされた方

▼問い合わせ先＝

保険課 高齢者支援係
☎(56)9129